

第4回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年6月4日）

- 1 議会事務局次長が、職員の不祥事と区への対応に関する資料等の配付資料を説明した。
- 2 会長が、懇談会第3回（5月28日）提案項目メモを説明した。
- 3 「議員個人の役割と倫理（責任）について」を議題として、議論した。
 - ・ 議員の日常活動（区民相談等の依頼に応えること）は大事であるが、モラル上の問題が発生するおそれがあり、何らかの規制をすべきである。議会の活性化を図るためには、有権者の声を伝えることは大事であるが、線引きが難しい。
 - ・ 議員は全体の奉仕者であり、区政全体の共同責任者である。特定の利益誘導はまずい。議員は自覚を持ち、責任を果たすべきである。議員は、区職員との連携も大事である。
 - ・ 議員は公平の立場に立つことは難しい。多数意見、少数意見はあるが、区全体で見ることが大切である。区民に説明する、区民の目が行き渡るように風通しがよくなるようにすべきである。
 - ・ 自分の場合は、議員団の会議で原則としてすべてのものを決定している。もちろん、身近な区民の意見は、その地域に住んでいる議員が詳しく知っているので、それを考慮して決定する。
 - ・ 会派として、地域住民の声をいかに吸い上げていくか、地域サポート運動を行っている。区全体からみてどうなのか、総合的な角度から検討しているし、このことは、システム化されている。
 - ・ 個人から頼まれる件と団体から頼まれるものとは分けている。以前、区営住宅や保育園に入れてもらいたいと頼まれたが、制度を説明して納得してもらった。
 - ・ 議員は区民とのパイプ役と言われているが、どこから出てきたのか、地方自治法上に規定はあるのか、ひっかかっている。議員が住民の生活相談をやることは主要な役割か。議員は行政をチェックし、自分の掲げた公約を実現するために、国・都に働きかけることである。パイプ役としての仕事は必要ない。
 - ・ 議員は、区民とのパイプ役を通して区民の実情を把握し、行政の監視、条例制定に生かしてもらいたい。議員は自分の良心と信念に基づき行動してもらいたい。
 - ・ 区民の切実な要求の背景には、例えば保育園に入りたくても入れない実情がある。議員は、区民が困っている実態を行政に伝えるサポート活動をしてもらいたい。区民が議員に依頼するのは、切実な度合いが高いからである。
 - ・ 議員と区民との接する場が、これ以上離れていくと政治不信が増長される。パイプ役として、議員が区民と接することは必要である。したがって、最低限のモラルを条例に入れるべきである。
 - ・ 区の窓口での手続きは複雑になっている。区議にお願いして実現したが、本当は優先順位にあって実現した例もある。パイプ役、口利きへの弊害の発言があったが、近

頃の議員は危機管理をもって対応している。

- ・ 選挙で選ばれた議員は、予算を議決し、その予算が適正に執行されているか監視している。それを判断するために、区民の声をしっかり聴かなければいけない。住民の価値観は多様化しているが、「パイプ役」はわかりやすい言葉である。
- ・ 地方議会は原則として解散はない。区民要求は政策に転換する基である。区民の意思を伝えるパイプ役を積極的に評価することでよい。
- ・ 巨大な利益をもたらす誘惑がある。そちらにも目を向ける必要はある。
- ・ 議員は、住民の声を受けとめて、政治的なことを考え、それを自分のものとし、行政のチェックと政策提言機能を果たしていく。住民の考えを把握しなければ空理空論になる。議員として何をすべきかという積極的なものを考えることが重要である。
- ・ 例えば、区民から保育園入所の依頼があった場合、議員はその区民に情報提供する、そして、その実態を行政に伝える役割がある。
- ・ 横須賀市の条例は、禁止条項が細かくなく、規範的なものになっている。議員は、議決権をもっている、住民・行政の間に立つのは議員である。
- ・ 口利き、あっせんは大変なことである。あっせん利得処罰法があるので、次回資料を出してもらいたい。(事務局がなるべく早く送るものとする。)
- ・ 最近、多くの自治体で口利き防止の要綱等を作成しているので、次回資料を出してもらいたい。(事務局がなるべく早く送るものとする。)
- ・ 条例の第一次案はネガティブな表現でもよい。大事なことは、書いてあることの実行を担保することである。何か審査するところがなければだめかなと考える。
- ・ 倫理条例は区民の立場に立つもので、議員の潔白を証明するものである。区民の知る権利の延長線上にあるものである。議会の自浄能力はないのではないか。
- ・ 議員の中から政治倫理条例を作ろうと議論が出てきたのであり、双方向の立場で書いていき、区民の意識を高めることができるとよい。
- ・ 国分寺市が「区民の責務」を書いている。区民には、調査権・審査権を付与し、議員は説明責任を果たし、お互いが区議会をつくっていくという条例になればよい。
- ・ 議員が取り組む姿勢をプラスの面から条例を書いたほうがよい。
- ・ 口利きの言葉ではなく、「中立的な言葉」を考えたほうがよい。
- ・ 議会は意見書を出しっぱなしではなく、結果をきちんと見届けてもらいたい。
- ・ 「パイプ役」とは書けないので、よい言葉を考えるべきである。

4 次回の議題について

「議員の役割と責任 ----- あっせん行為や働きかけの考え方について」とする。

5 次回の日程

7月16日(金)午前10時に開催する。